

鎌倉市教育委員会 平成29年6月定例会会議録

- 日時 平成29年6月1日(木)
14時00分開会 14時58分閉会
- 場所 鎌倉市役所 講堂
- 出席委員 齋藤委員長、朝比奈委員、山田委員、安良岡教育長
- 傍聴者 5人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
 - (3) 部長報告
 - (4) 課長等報告
- ア 鎌倉市立中学校給食実施要綱の制定について
イ 就学援助制度の一部改正について
ウ 市民活動団体と図書館による相互提案協働事業の実施について
エ 行事予定(平成29年6月1日～平成29年7月31日)

日程2 協議事項

平成29年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管)について

齋藤委員長

6月になり、いろいろなところで色とりどりのあじさいが綺麗な季節になった。定足数に達したので、委員会は成立した。これより6月定例会を開会する。

下平委員から、本日所用のため会議に出席できない旨の届出があったので、報告する。

本日の会議録署名委員を、朝比奈委員にお願いする。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。

なお、日程の2協議事項「平成29年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管)について」は、議会の議決を経るべきもののため、改正前 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により非公開にしたいと思うが、ご異議ないか。

(異議なし)

齋藤委員長

異議なしと認め、日程の2については、非公開とする。

1 報告事項

(1) 委員長報告

齋藤委員長

5月26日金曜日、大和芸術文化ホールシリウスで行われた平成29年度関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会に下平委員と出席した。開会の前には、大和市出身の箏曲家の演奏と、和楽器、絵本とのコラボレーションがあり、和やかな雰囲気の中で始まった。

総会、研修会が行われたが、研修会では文部科学省より教育委員会制度の現状についての行政説明があった。内容は、教育委員会制度の改正のポイントで、これから先、鎌倉市も考えていくことや、すでに実施されている部分もあった。

次の記念講演は、「知らぬは大人ばかりなり～大澤流子ども論～」という演題で、現在弁護士としてご活躍されている大澤氏の講演だった。中身を簡単に説明すると、現在の問題はたくさんあるが、子どもの問題が一番大きいのではないかという話だった。いじめがあっても、本当のことが言えない状況があるということ、分かっていかなければいけない。その子の意図に沿った形で理解してあげないといけないという、確かにそうだという話もあった。

それから、現在嫌なニュースとしてよく聞かれるが、尊属殺人罪の決め方が甘いのではないか。人の命は、親族、皆そうだが、大事な命なのだということを教えていかなければいけない。私もその一人だが、家族、両親、先祖、親族のために何とかしていかないといけない、頑張っていくのだという話を、いろいろ教育されてきたと思うが、現在は家族組織よりも、とにかく自分でしっかり生きていこう、自分を大事にしようということを教えているのではないかということだった。相続も、今までは家督相続という話だったが、現在は皆平等ということ等も含め、親よりも自分が優先という気持ちが育ってしまっているのではないかという話もあった。

また、いじめはあると考えた時、加害者と被害者を共に支援しなければならないという話もあり、確かにそうだった。

もう一つは、会社や学校といった社会の中で、何か若い人に注意をすると、厳しいと感じられて、すぐにいじめやセクハラだと問題になるが、厳しさはやはり必要であるということであった。そして、何かを極めていく時には、これをするのだということをしつかり教えていかないと専門家は育たない。その一つの例として、桜は冬の厳しさがなければ咲かないように、子どものうちから厳しいものを体験させていかないといけないのではというお話だった。

最後に、ホッとする納得できる話があった。個人個人がバラバラのような感じがするが、日本人として繋げていこうという気持ちは非常に残っているのは、嬉しいことである。それは何かというと、マラソンや駅伝で自分が倒れてしまってどうにもならないよろよろの状態でも、とにかくこの襷を仲間に繋げていかなければいけない、自分の力で次の人に渡さないといけないと一生懸命頑張っているその姿が、その人の持っている力であり、そしてそれ以上の力を出すことができるのが、仲間ではないかと。その繋げる貴さをこれからも大事にしてほしいし、このような世の中であることを嬉しく思うとの話があった。

改めて自分を見つめ直し、考えを強くもてる、よい研修会であった。

今後の研修会としては、文部科学省の教育委員会研究協議会が、東京で1月25日、2月16

日に予定されている。

(2) 教育長報告

安良岡教育長

5月に話をした小学校の修学旅行も無事に終わった。ただ雨のところもあったようで、日光の戦場ヶ原に行った学校は、雨天コースになったようである。中学校は、もう終わったところも、これからのところもある。

それから、この後、課長の報告の中に中学校給食の実施要綱の制定があるが、今、各中学校で給食の申込をやっている。まだ集計はしていないが、各学校とも多くの方に登録していただいている状況である。試食会に向けて担当が準備をしているところなので、試食会を通して、より多くのご家庭で食べていただければと思っているので、よろしく願います。

(3) 部長報告

教育部長

私からは、2点ご報告をさせていただく。ペーパーはないので口頭でご報告をさせていただく。

まず1点は、市議会の関係である。ご案内のとおり4月に市議会選挙が実施をされて、その後初めての議会である臨時議会が、5月23日に召集された。

役員選挙が実施され、議長には山田直人議員、副議長には納所輝次議員がそれぞれ選任された。また、教育こどもみらい常任委員会のメンバー構成も、新たに変わった形になる。

議案が何点かあり、まず条例の一部改正の専決処分の承認、それから人事案件として、議員代表の鎌倉市監査委員の選任についてということで、監査委員に久坂くにえ議員が選出された。

それから報告事項5件ということで、会期は1日間で終了した。

続いて、5月31日に、臨時会が開催をされた。内容、議案としては、一般会計の補正予算ということで、予算案件が1件、それから報告案件が1件であった。補正予算だが、皆さんにご案内のとおり、平成29年度の予算審議の中で観光協会に関係する補助金が全額カットをされて、予算が修正された。その後、観光協会への補助金について、新聞等でご案内だと思うが、花火大会等、いろいろな課題を抱えつつ、当初平成29年度に編成をした予算額と同額で補正予算として計上し、議決されて成立をした。これが昨日の話である。

それから、6月に入り、毎年の定例会は、現段階では6月14日に開会が予定されている。

それからもう1点、これは明日なのだが、職員の非常参集訓練が実施される。想定は、明日の午前6時頃、三浦半島断層群を震源とする地震が発生し、地域で震度5強の地震が観測されるというものである。観測時点では津波警報は発表されていないが、この震度5強が観測されると、防災計画の中で、職員は自動参集でそれぞれの部署に地震発生後、直ちに参集することになっている。

参集する場所は、避難所として開設される市内の小・中学校25校、4支所、そして本庁である。それぞれの役割分担があるが、6時の地震発生から速やかにそれぞれ所定の場所に参加するという訓練である。

小・中学校25校が避難所に指定されているので、当然ながら避難所の開設をにらみながら、職員が参集して、その準備に当たることになる。学校の職員にも協力していただいて、同時にこの訓練に参加するということになる。

教育委員会の所管、所掌事務というのがあり、この震災に当たってはまず児童生徒の安全の確認、学校施設等々の安全の確認といったことを、参集した職員と協力しながら行う。その状況については、今後の対応や対策について協議する部署である災害対策本部に、情報を逐一入れていくということである。

当然ながら、地震が発生すると、いろいろなライフラインが寸断される可能性がある。学校と災害対策本部との連絡はMCA無線というのがあり、これは教育委員会にもあるのだが、学校と本部が連絡をとりながら、状況の把握に努めるといふ、私の記憶だとこの数年の中では、初めての訓練である。

これから来るであろう大地震に備える訓練なので、明日は職員がかなり早出で、それぞれの部署で、それぞれの役割を担うということになる。私どもも7時過ぎには本庁に来て、情報収集の訓練に当たるということになる。

また結果等については、次の委員会等で、どういう状況だったのか、どういう課題があったのか等を整理しながら、ご報告させていただきたいと思う。

齋藤委員長

大変なことだが、また大事なことなのでよろしく願います。

(4) 課長等報告

ア 鎌倉市立中学校給食実施要綱の制定について

齋藤委員長

報告事項のア「鎌倉市立中学校給食実施要綱の制定について」、報告をお願いします。

学務課担当課長

課長等報告ア「鎌倉市立中学校給食実施要綱の制定について」を報告する。議案集は、1ページから5ページである。

鎌倉市立中学校における完全給食については、平成29年11月中に実施する予定で準備を進めているところである。中学校給食の実施に際し、学校で想定されるさまざまな課題については、慎重な検討が必要であることから、鎌倉市立中学校給食実施検討会を設置し、学校関係者と協議等を行ってきた。

その協議等において、給食の提供方法、運営体制、検食、申請から利用までの流れ、給食実施日、給食費の徴収や返金等、給食実施に伴って必要となる基本的事項が確認できたこと

から、今後の事務を遂行する上で必要となる「鎌倉市立中学校給食実施要綱」を制定したものである。

それでは、要綱の内容について、第1条から順にご説明する。2ページをご参照いただきたい。

第1条は、目的として、本要綱の目的を、鎌倉市で実施する中学校給食の提供方法や管理運営等に関して必要な事項を定めることと規定し、第2条は、実施校として中学校給食の実施校は、市立中学校、全9校であること、第3条は、提供方法等として、第1項に、給食は市長が指定する民間事業者の調理施設で給食を調理し、専用のランチボックスに盛り付けて実施校へ配送するデリバリー方式で実施すること、第2項に、学校給食法施行規則第1条第2項に規定する主食、ミルク、おかずで構成される完全給食を提供すること、第3項に、卵及び牛乳・乳製品を除去した食物アレルギー対応給食を提供、または必要な情報を、保護者等に提供すること、第4項に、給食の持ち帰りはしないことを、それぞれ規定した。

第4条は、管理運営として、給食の管理運営に当たる教育委員会と学校長の役割を、第5条は、運営組織として中学校給食を適正に管理及び運営するための組織として、鎌倉市立中学校給食運営協議会を設置することを、第6条は、検食として校長が給食の安全確認等のため検食を行うことを、第7条は、対象者として中学校給食の提供を受けることができる者は、原則として実施校に在籍する生徒、校長及び教職員とすること等を、それぞれ規定した。

続いて3ページに移り、第8条は、実施日として、各校の校長から提出された給食年間実施計画表に基づき、年度ごとに教育委員会が決定すること、第9条は、予約手続として中学校給食の提供を受けるために必要な予約について、規定した。

第10条は、学校給食費として、第1項に、5ページの別表第2のとおり、給食費を1食当たり330円とし、また、アレルギー等で牛乳を提供しない場合は280円とすること等、第2項に、給食費は原則として前払い制とし、規定の額に手数料を加えた額を口座振替により支払うこと、第3項に、口座振替以外の支払い方法としてコンビニエンスストアで支払うことを、第4項に、給食費の精算は、対象者が中学校を卒業、転校等をする時点で行うことを、第5項に、精算の結果生じた残額については、手数料を除いて教育委員会が指定する方法で返還することを、それぞれ規定した。

第11条は、予備食として、事故等に備えて予備食を用意することを。第12条は、学級閉鎖等の対応として、第1項に、学級単位で緊急に中学校給食の提供を中止する必要があるときは、校長が給食中止報告書を提出しなければならないこと、第2項に、学級閉鎖等の場合、中止の報告があった日の翌日から起算して3日以降の給食費を対象者から徴収しないこと、等をそれぞれ規定した。

第13条は、個別事情等として、第1項に、病気等の個別の事情により予約した給食の全部または一部を喫食できない場合、当該給食費の返還または減額を行わないこと、第2項に、7日以上（休業日を除く）を連続して欠席する場合の対応等を、第14条は、事故対応として異物混入や食中毒等の事故が発生した場合の対応等を、第15条は、給食会計として、給食費の会計の取扱いについては、教育委員会が別に定めることを、第16条は、外来者などへの提供として保護者を対象とした試食会を開催する場合の対応等を、第17条は、委任としてこの要綱に定めるもののほか、中学校給食を実施するに当たり、運営上の必要となる事項については、教育委員会が別に定めることを、それぞれ規定した。

なお、本要綱の施行期日は、給食の実施月である11月1日と定めたが、第7条、第9条及び第10条第2項の準備行為については、施行日前に行うことができるものとしている。

(質問・意見)

山田委員

申込方法だが、原則として1か月分をまとめて事前に行うとあるが、これは年間で、あるいは転校する予定がない場合は在学期間ずっと等、そういったことはできないのか。お金の引き落とし等は例えば月ごとにするにしても、申込手続というのを毎月しなければいけないということか。

学務課担当課長

システム上は、毎月というのが原則で設定しているが、それとは別に在校時一括予約というお申込をいただいた場合には、毎月自動的にシステムの方で予約を入れるという制度もある。これは、登録の時点や、もしくは今後、毎月よりもそちらの方がいいという場合には随時受け付けるし、在校時一括ではなくて毎月やりたいという方があれば、それもまた変更するというような柔軟な体制で、やり方を考えている。

ただしアレルギーの方については、確認をしていただく必要があるので、在校時一括予約や毎月予約ではなく、基本的には毎日個別に見ていただくことを考えている。

山田委員

もう1点、検食に関して、校長先生がなさるとのことだが、これは事前に給食の時間の前という理解でよろしいか。

学務課担当課長

現在、小学校でも同じことをやっているが、原則、生徒児童が喫食育する30分前に検食をするという形をとっている。これは給食の国で定めたルールに基づいてやっていることである。

(報告事項アは了承された)

イ 就学援助制度の一部改正について

齋藤委員長

次に、報告事項のイ「就学援助制度の一部改正について」、報告をお願いします。

学務課担当課長

続いて、課長等報告イ「就学援助制度の一部改正について」ご報告する。議案集の6ページから7ページをご参照いただきたい。

市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、経済的理由により就学困難な家庭に対し、就学

援助費を支給しており、その費目ごとの援助費の額については、国の制度である「要保護児童生徒援助費補助金」の予算単価を参考に定めている。

この度、援助費の品目の中の「新入学児童生徒学用品費」について国が予算単価の見直しを行い、その予算単価が引き上げられた。

その内容だが、小学校での援助金額は改正前は2万470円だったが、平成29年度は4万600円となり、中学校での援助金額は改正前は2万3,550円だったが、29年度は4万7,400円となる。

この見直しにおける国の考え方は、「見直し前の支給額が実際に必要となる額に対して十分ではないとの指摘に基づくもの」とされており、本市においても学校教育法第19条の趣旨を踏まえ、国の予算単価と同額となるよう「新入学児童生徒学用品費」の援助費の額を引き上げるため、「鎌倉市教育委員会就学援助に関する要領」を改正した。

なお、今回の改定額が大幅であることを考慮して、平成29年3月に中学校入学前の小学6年生を対象とした「新入学児童生徒学用品費」を受給した保護者のうち、中学校入学後に新たに就学援助の認定がされた保護者に対しては、差額分となる2万3,850円を支給するものとする。

(質問・意見)

安良岡教育長

国が金額を上げてきたのは、新入学の児童生徒の学用品だけで、他は特に値上げはしていないということによろしいか。

学務課担当課長

今回については、新入学児童生徒学用品のみの金額の変更である。

山田委員

例えば、中学生等で部活動をする場合の部費や、運動部だと試合の参加費等もあると思うのだが、そういったものもカバーされていると考えてよろしいか。

学務課担当課長

部活動については、基本的にはこの中の考え方には入っていない。もし鎌倉市で独自に何かをしようということであれば、それはそれで一つ考えるという形になるが、現在のところはない。

ただ、学用品費等の通常のもので、言葉は適切ではないが、保護者が払った費用に補填されることによって、その分が部活動の費用に回ると言う考え方もあるが、それはあくまでもやりくりの中での問題になるので、今後の課題として考えている。

山田委員

他にどういったものが必要な費用として考えられるか分からないのだが、部活動に関しては、原則全員参加とうたっているところが多いように学校訪問をすると伺えるので、参加をしな

ければいけないが費用が、というような方がどの程度いらっしゃるのか分からないが、もしかしたら考慮の必要があるのかと、今伺って思った。

その辺はまた追ってお話しできればと思う。

(報告事項イは了承された)

ウ 市民活動団体と図書館による相互提案協働事業の実施について

齋藤委員長

次に、報告事項のウ「市民活動団体と図書館による相互提案協働事業の実施について」報告をお願いします。

中央図書館長

日程第1、報告事項のウ「市民活動団体と図書館による相互提案協働事業の実施について」報告する。議案集は8ページから12ページまでである。資料1「身近な図書館づくりプロジェクト」事業に関する協定書をご覧いただきたい。

「鎌倉市市民活動団体と市による相互提案協働事業の実施に関する要綱」に基づく、平成28年9月の公開プレゼンテーションの審査選考により選定された事業について、市と市民活動団体が平成29年5月10日に協定を締結した。

この事業は、地域図書館の存在意義を広くアピールし、市民の図書館利用の促進に寄与するとともに、地域図書館の振興・発展を図るために実施するものである。年四、五回程度、図書館の年間事業計画に時期を合わせ、地理的、年齢的、身体的その他の理由により市内各図書館を利用しにくい市民を対象に実施するものである。

平成29年度においては、特に腰越図書館と腰越地域、玉縄図書館と玉縄地域を対象としたモデルケースとして事業を実施し、参加者アンケート等により、地域図書館に市民が集う場所として、どのような機能が求められているかを調査検討する。

議案書11ページ、資料2、事業スケジュールをご覧いただきたい。

玉縄地域では、5月から6月にかけて「パネルで知ろう！玉縄の歴史」を、8月上旬には「夏のおはなし会」を、9月から10月にかけては「『玉縄の歴史と文化～玉縄風土記～』を編んで」を、11月から12月にかけては「玉縄の歴史を巡る会」を開催していく。

また、腰越地域では、5月20日に「田んぼ体験in広町」を開催したところである。7月には「ホテルの環境整備in広町」を、10月には「イモ堀り体験in広町」を、1月から2月にかけては「著者に聴く 自然に触れて本を創る」を開催していく。

(質問・意見)

安良岡教育長

腰越地域でやっている、具体的な体験をしながら、その後図書館に戻ってきて、という辺りを、皆さんにもご紹介していただければと思うので、お願いします。

中央図書館長

先日5月20日に事業を実施した「田んぼ体験in広町」には、お子さんが21名、保護者が13名の参加があった。図書館としては図鑑50冊を現地に運び、子どもたちはその図鑑を利用して田んぼで見つけた生き物を調べたりした。また、6人の子どもたちに、その場で本の貸し出しを行ったところである。

図書館に帰ってきて、実際図書館を利用していただくという方法もあるが、現地にせっかく行っているので、その場に図書館が赴いて、そういう本を利用してもらうという形態も、望んでいるところである。

山田委員

以前、図書館の書籍の一部デジタル化について検討されていたという記憶があるのだが、そういうサービスは今後、図書館に赴けない人のために検討していくのか。

中央図書館長

電子書籍等、そういう部分も含めて検討していくものだと考えている。

今、鎌倉市の図書館として、貴重な資料、古い写真や古い書籍等をデジタル化して、それを一部なのだが、ホームページ上に公開しているところである。

まだやり切れていない部分もあるので、そういう部分もデジタル化というのは進めていきたいと考えている。

齋藤委員長

子どもたちがよい機会を得られて、元気よく参加し、多くを学び、そして図書館と繋ぐということはとても素晴らしいことである。私も、これを見た瞬間、参加してみたいという思いを持たせていただいた。

いろいろ配慮をすることが多いと思うが、よろしく願います。

(報告事項ウは了承された)

エ 行事予定(平成29年6月1日～平成29年7月31日)

齋藤委員長

次に、報告事項エ「行事予定」についてだが、記載の行事予定について、特に伝えたい行事等があれば、願います。

教育部次長兼教育総務課担当課長

5月の定例会でご案内したものと6月の部分が重なる部分もあるが、今回7月26日、17ページの51番に、かまくら子ども議会の開催を予定している。これは、小・中学生が市議会議員となり、市の理事者等と市議会の本会議を模したような形で質問等のやりとりをさせていただく中で、議会や市、教育委員会等の仕組みや役割というのを学んでいただきたいということで、毎年実施させていただいているものである。傍聴もできるので、もしよろしければ、

ご覧いただきたい。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長

議案集21ページの96番、文化財専門委員会以下、次ページの103番までが文化財部所管の部分である。この中で特に紹介させていただきたいのが、最後の103番の鎌倉芸術館キャラバン隊「鎌倉国宝館で見る平家琵琶の世界」である。こちらは、鎌倉芸術館が今年の1月から9月いっぱいまでの予定で大規模改修工事のため、休館させていただいている中で、芸術館キャラバン隊と銘打って、市内の関連施設等のさまざまな施設に出向いて、市民の皆様に芸術音楽といったものを届けるということで行っている事業と聞いている。

この中で、国宝館で7月29日土曜日だが、平家琵琶の演奏と、その琵琶の解説を行っていただく。国宝館では、琵琶に関連する弁財天坐像といったものも展示しており、その他にも10点ほどの絵画や、楽器等に関連するものを展示させていただくのが、その上の102番の「音でみる鎌倉の文化財」で、29日を挟んで、22日から31日までである。これは、平常展の中のコーナー展示になるが、10点ほどの仏具、仏画、楽器といった音に関係するような文化財を展示し、芸術館の事業に協力させていただいて、また違った視点、今回は楽器、音楽、音といった切り口から、国宝館の展示も見ていただければと思っている。

また、こういった芸術館の休館中の案内で、主に開館後の10月以降の案内だが、この中でも取り上げられて、キャラバン隊の案内もさせていただいているところである。話を聞いたところ、申込がちょうど始まったところだが、盛況であると伺っているところである。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 協議事項 平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管）について

齋藤委員長

それでは、日程の2については非公開とするので、傍聴の方の退席を願う。

(傍聴者退席)

齋藤委員長

ただいま配付した議案集については、定例会終了後に事務局が回収することとなっている。

それでは日程の2、協議事項「平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管）について」を議題とする。協議事項の説明をお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の2、協議事項「平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管）について」、その概要を説明する。

議案集その2、1ページから4ページをご覧いただきたい。

市長から、平成29年6月議会に「平成29年度鎌倉市一般会計補正予算」について議案を提

出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたため、その内容について、お諮りするものである。

資料は、3ページが歳入、4ページが歳出となっている。今回の補正は、教育部の事業費の補正になる。内容について、歳出から説明する。

4ページをご覧いただきたい。

55款 教育費 5項 教育総務費 15目 教育指導費 教育支援事業は、54万円の増額で、予算要求時に予定をしていなかった文部科学省の委託事業「依存症予防教育推進事業」について、3月に応募し、4月に採択されたことから、市立中学校生徒を対象とするインターネット等の依存症予防教育を推進するための予防教室を実施することとしたため、予防教室の参加者アンケート集計に係る臨時的任用職員の賃金、依存症予防教室講師への謝礼、配布資料の印刷製本費及び講演内容の音声反訳に係る筆耕翻訳料の増を。

20項 社会教育費 5目 社会教育総務費 社会教育運営事業は、26万円の増額で、同一委託事業において、依存症予防計画を策定するための検討委員会の設置及び社会教育運営事業として、依存症予防教室を主に中学生の保護者等を対象に実施するため、保護者向け予防教室の参加者アンケート集計に係る臨時的任用職員の賃金、検討委員会委員及び依存症予防教室講師への謝礼、配布資料の印刷製本費、検討委員会及び講演内容の音声反訳に係る筆耕翻訳料の増を。

以上、教育委員会所管分は、80万円の増額補正を行うものである。

次に、歳入の説明を行う。3ページをお開きいただきたい。

55款 国庫支出金 15項 委託金 15目 教育費委託金は、80万円の増額で、歳出で説明した文部科学省の委託事業「依存症予防教育推進事業」の採択により、事業費に対し充当される、依存症予防教育推進事業委託金の増を行おうとするものである。

以上、教育委員会所管分、80万円の増額補正を行うものである。

(質問・意見)

齋藤委員長

もう少し、事業の中身について詳しく説明をお願いしたい。

教育部次長兼教育総務課担当課長

事業内容としては、まず検討委員会を設置し、7月下旬頃からになると思うが、どのような依存症予防事業をやっていくかを決めさせていただく。その中で、中学生向けと保護者向けにどのような講演をして、アンケート等によりその結果を踏まえて、どのような効果があったかを年末から年始にかけて検証する。

実際は、インターネット等と先ほどご説明申し上げたが、一番問題になっているのがスマートフォンの依存で、全国的に見ても、1日に3時間以上使っている子どもが半分以上という結果もあるようなので、鎌倉市の現状プラス予防というところに重点をおいて、今回の事業を行っていきたいと考えている。

教育部長

そもそも、この依存症予防教育推進事業は、文部科学省が用意したメニューで、先ほどインターネット依存という言葉が出てきたが、他にもギャンブル依存や薬物依存といった多様な依存症に対し、今、家庭が非常に危機にさらされているといった大きなテーマがある。その中でも、子どもにまつわる依存症というものは、家庭だけでなく学校現場においても、地域全体で取り組んでいかないと予防や改善に繋がっていかないということが、文部科学省の大きなテーマである。そのテーマに則って、それぞれの自治体でいろいろな工夫をし、その工夫が他の地域や自治体のモデルになるような事業スキームを、委託事業という中で是非実施していただきたいというのが、国の趣旨であった。

私どもも、インターネット等々のさまざまな犯罪に巻き込まれる事案や、子ども同士のいじめの中のスマートフォンやラインを使ったもの等、情報リテラシーの考え方というのは非常に重要なテーマだということを中心として議論している。新たな予算を伴わず、歳出と歳入がイコールになる、いわゆる100%補助で、委託事業ではあるが財源はすべて国持ちとなるので、今回補正予算という形を取らせていただいた。世の中全体の動きに鎌倉市も合わせて、こういったテーマにしっかり向き合っていこうという私どもの意思決定があり、本来であれば新年度予算に組み込むのが有益ではあるが、先ほど説明があったように、この委託事業の募集が平成28年度、今年の3月ギリギリで、エントリーの手続きがあるのだが、エントリーしても採択されないと予算化できないので、新年度予算に乗せられなかったため、この6月議会に80万円、歳入、歳出それぞれの金額を提案させていただいて、なるべく効果的な事業が展開できるように委員会を事前に立ち上げ、専門の方の意見を聞きながら、全体の事業スキームを考えていこうということである。

先ほどの説明通り二つの大きな分野に分かれていて、一つは学校教育の分野、もう一つは社会教育の分野、この二つの分野を同時にやっっていこうという仕組みの中で、検討会で叩いていただいて、具体的な事業に繋げていこうといった内容である。

山田委員

経緯も理解したし、母親として自分の子どもを見て必要性も感じるので、とてもいい機会だと思う。

活用の仕方が非常に重要で、私たちもいくつか学校で行われる専門家を招いた講演会等に出席させていただくが、私たちが感銘を受けて親から子どもに伝えても、子どもは「また、あんなこと言っている」くらいの反応であるので、願わくは直接専門家の方が子どもに面と向かって言っただけの方が好ましいが、全校をどのくらい回れるか等もあるので、うまく効力を成す、子どもに直接響くような方法はどのようなものをよく考えていただき、有効に補助を使っただけならば、より有難いと思う。

教育部次長兼教育総務課担当課長

事業内容のところ、結果をどう踏まえていくかが非常に大切だと思っているが、現時点では9校の中学校全校で出来るように、準備を整えていきたいと考えている。

専門家に聞いても、スマートフォンに関しては、使っているご本人になかなかお話する機会がないということを懸念されていて、今回はそれが出来るので、非常に効果が期待できるのではないかという、依存症の臨床心理士のご意見であった。この結果を踏まえて、事業に

も何か役に立っていけばと思う。

齋藤委員長

新しい事業を受けることは大変かと思うが、決して無駄にはならないとても大切なことだと前を向いて進んでいき、そして大きい予算をいただきながら、まだまだ足りないかもしれないが有効活用していただけると有難いと思う。

(協議事項「平成29年度鎌倉市一般会計予算(教育委員会所管)について」は、同意された)

齋藤委員長

以上で、本日の日程はすべて終了した。これをもって6月定例会を閉会する。